



2019年5月23日

各 位

会社名 株式会社 ミダック
代表者名 代表取締役社長 加藤 恵子
(コード番号：6564 東証・名証第二部)
問い合わせ先 取締役経営企画部長 高田 廣明
(TEL.053-488-7173)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2019年5月23日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」について、一部改定することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本改定の目的は、一部の文言を組織体制に即した内容にするためであります。また、改定箇所には下線を付しております。

記

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令及び定款を遵守し職務権限規程並びに取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。
- ② 代表取締役社長は、取締役会規程に従い毎月1回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、業務執行の状況を取締役に報告しております。
- ③ 監査等委員である取締役は、法令又は定款もしくは監査等委員会規則の定めに従い、取締役の業務執行について客観的な立場での監督のもと適正な監査を実施しております。なお、監査の実施に関しては、必要に応じて内部監査室と連携を図る体制となっております。
- ④ 役職員が、すべての法令及び定款を遵守し高い倫理観を持って行動するために、「行動指針」「行動基準」を制定するとともに、リスク管理規程を定め周知徹底を図ることで日常の業務におけるリスク管理を行っております。
- ⑤ 企業倫理ヘルプライン規程を定め、通報体制として常勤監査等委員である取締役が窓口となる「ヘルプライン」を社内に設置するとともに、会社が契約する社外の弁護士事務所にも通報できる体制を整備しております。
- ⑥ 内部監査規程に基づき、各部署が経営方針、社内諸規程並びに関係諸法令に準拠し適正に運営されているかについて、内部監査室は定期的に内部監査を実施し代表取締役社長及び監査等委員である取締役に対し、その結果を報告しております。また、内部監査室は、監査結果により判明した問題点と改善状況についてもフォローアップ監査を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報（議事録、稟議書及びそれらの関連資料、会計帳簿・会計伝票及びその他の情報等）を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧することができる体制となっております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を設置しコンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等、当社が直面する、あるいは将来発生する可能性のあるリスクを識別し識別したリスクに対して組織的かつ適切な予防策を講じるよう努めております。
- ② 地震等の自然災害や不測の事故による損失の発生に備えるため、事業継続計画（BCP）を策定し、緊急事態発生時の対応を定めております。また、リスクが現実化し重大な損害の発生が予測される場合には、速やかに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大の防止に努めております。
- ③ 個人情報保護規程等に基づき、個人情報漏洩による損失の発生防止を図っております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 中期経営方針に基づき、年度方針・目標を設定しております。また、グループ経営会議を毎月1回開催し、当社の全取締役、当社グループの主要幹部が出席し各社・部署より、毎月の予算の達成状況、予算及び実績の差異分析結果や業績並びに部門計画の進捗状況と改善策を報告させ、具体的な施策を講じる体制となっております。
- ② 取締役会規程に従い、毎月1回の定例会及び必要なときは機動的に臨時取締役会を招集し、経営に関する重要事項を討議、決定するとともに取締役の職務の執行状況の監督を行う体制となっております。
- ③ 組織規程及び業務分掌規程並びに職務権限規程により、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、高い倫理観を持って行動するための「行動指針」「行動基準」及び関係会社管理規程に基づいてグループ会社を管理する体制となっております。
- ② 当社の全取締役、当社グループの主要幹部をメンバーとするグループ経営会議を毎月1回開催し、業務の状況に加え重要事項等についてグループ会社から報告させるなど、グループ運営の適正を確保する体制を整えております。
- ③ グループ会社におきましても、当社の内部監査室による定期的な内部監査を実施しており、監査結果は当社の代表取締役社長及び監査等委員である取締役に報告する体制となっております。
- ④ 当社の監査等委員である取締役は、グループ会社の監査役と連携し監査を実施するとともに、監査結果について都度、意見交換するなど監査の充実と強化に努めております。

6. 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員である取締役を補助する専任の使用人は設置していませんが、監査等委員である取締役から監査業務に必要な使用人の設置を求められた場合は、監査等委員である取締役と協議の上、専任もしくは兼任の従業員を配置することとしております。
- ② 監査等委員である取締役を補助する使用人を選定した場合は、その使用人に対する指示命令は、その監査業務の範囲内において監査等委員である取締役に帰属するものとしております。

7. 取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が当社の監査等委員である取締役に報告をするための体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役は、監査等委員会規則に従い取締役会及びその他重要な会議に出席し取締役及び使用人より、職務の執行状況を聴取するとともに、関係資料を閲覧できる体制となっております。
- ② 監査等委員である取締役は、議事録、稟議書及びそれらの関連資料等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、取締役及び使用人に説明を求めることができる体制となっております。
- ③ 当社を含むグループの取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、法令及び定款違反並びに不正の事実に加え、業績に重大な影響を及ぼす事項について監査等委員である取締役に速やかに報告するものとしております。なお、報告に関わらず、監査等委員である取締役は、取締役及び使用人に対して必要に応じて説明を求めることができる体制となっております。
- ④ 上記報告がヘルプラインその他手続きで本人以外であった場合は、企業倫理ヘルプライン規程に準じて報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な扱いを受けないよう保証しております。

8. 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役がその職務の執行につき当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行うこととなっております。

9. その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員である取締役及び会計監査人並びに内部監査室は、監査の実施において互いに連携する体制となっております。
- ② 監査等委員会及び監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人と必要に応じ会合をもち意見交換を行う体制となっております。

10. 反社会的勢力を排除するための体制

- ① 当社グループは、行動基準に「社会の秩序や企業の健全な活動に反する団体や個人に対して、毅然とした態度で接します」と定めており、不当要求等には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ② 当社グループは、所轄警察署や顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し情報共有を図り、反社会的勢力を排除する体制となっております。
- ③ 当社グループは、反社会的勢力調査マニュアルを定め、これを運用することで反社会勢力と係わりのある企業、団体、個人との取引防止に努めております。

以上